

化対策に向けた実践活動を行い、その媒介としてエコマネー「FUTURE」を立ち上げた。2002年度は省エネトライアルを実施し、これに参加すれば1億「FUTURE」、また二酸化炭素削減率に応じて1億から4億までの「FUTURE」が与えられた。また、エコ・省エネ商品購入の推進を行い、不用品を持ち寄ってのリユース (reuse) 市と産地直送の旬の野菜市で、エコマネーを利用できるようにした。その結果、年間で省エネトライアル総参加世帯数は0.04%の927世帯 (町全体で約26,000世帯)、二酸化炭素削減量は2,100kgとなり、エコマネーは2,949億「FUTURE」が発行され、87%の2,553億「FUTURE」が回収された。2003年度には、昨年度の参加世帯数が少なかったことを踏まえて、エコマネーの浸透を図った。そして、町の小学校を5つに分けて小学校区ごとに、それぞれエコマネーの流通システムを考案し、各区域の特性を生かしたエコマネーを企画するようになった。公衆衛生推進協議会などのメンバーが65歳以上の高齢者がほとんどであることから、未来を担う子供達こそ、町のことを知り、環境問題に取り組んでいくべきとして、小学校区をベースにした活動を行うことにしたわけである。したがって、子供達にも分かりやすく、商店や町営バスなどにも利用できるようにと、それまでの単位を改め、50ef、100ef、500efに改編した。小学校区ごとの発行・回収メニューの他に、2004年9月からは新設された大型スーパー・ジャスコ広島府中店が、このエコマネー事業に参加することになった。このジャスコ広島府中店で、ラップ、シャンプー、リンス、ソープ、トイレットペーパーといった環境保全商品とエコマネーを交換できる。

こうした工夫があって2003年度は、発行量と回収量ともに2002年度より大幅に増加した。府中町は地域省エネルギービジョンとして太陽光発電の普及にエコマネーを利用することを計画するなど、今後も様々な地球温暖化対策に積極的に取り組もうとしている。

さて、府中町のエコマネー efに懸念される点を述べることにしよう。そ

れは、イオン・グループの参加による問題である。同グループは全国規模の大型スーパーを展開しており、府中町の他、三重県や長崎県などでも、その地方の環境対策と地域通貨に深く関わってきた。その目的は、企業のイメージアップのためだといわれている。

ところで、地域通貨を媒介とするかどうかの違いはあれ、各家庭の二酸化炭素削減量に応じて当スーパーで販売する環境保全商品と交換する仕組みは、すでに述べた京都メカニズムの一つである排出権取引と深く関わっていることが容易に分かる。つまり、先進国企業間で二酸化炭素の排出権を、金融商品として取引できるメカニズムを活用して、規定枠を越えて生産活動をしたい企業に排出権を売るために、イオン・グループが、自治体住民が削減した二酸化炭素量を店の商品と引き替えに集めている、ということである。京都議定書の日本の削減目標6%がそのまま一般家庭にも割り当てられることになり、この新しい世界環境管理体制の構築に伴い、地方自治体住民がこの企業間の排出権取引網に編入されていくことを意味する。

この新しい金融商品が、同グループをはじめ、ヘッジファンドなどの超国籍銀行の富の新しい源泉となることは、間違いない。各地方自治体主導で建設中の巨大エコタウン・プロジェクトに伴い、自治体住民の負担が急増していることを合わせて勘案すれば、日本のなかでの貧富の格差構造がさらに開き、社会環境破壊に歯止めがかかるところか、むしろ、それを促すことになりかねない。総じていえば、府中町の住民が「共同体社会型」地域通貨を通して、循環型社会を構築しようとするこの試みは、世界規模で利潤極大化を図る超国籍銀行の思惑によって、地域通貨が排出権を確保するための商品券に転落してしまい、本来の目標達成が危ぶまれる恐れがある。やはり、東アジアの住民自治による排出権の所有が求められており、これを原資として、再生可能な自然エネルギーの開発に結びつける枠組みづくりが早急に必要であると思われる。

次は、蒲刈町の「藻塩（もしお）じゃ券」についてであるが、広島県安芸郡蒲刈町は、瀬戸内海の島嶼部に位置する人口約2,600人の町で、町を支えるのはみかんと藻塩⁹⁾という一次産業が全てである。そのため過疎化と高齢化が年々深刻になってきており、とりわけ2000年1月18日に本土（広島県川尻町）と島を結ぶ安芸灘大橋が開通してからは、人口の流出に加え、地元商店街では客数が減少し、住民同士の触れあいや支えあいの形も変わりつつある。そうした過疎高齢化による土地の荒廃が懸念されるだけでなく、瀬戸内沿岸の工場からの廃水や周辺の島々への産業廃棄物の埋め立てなどによる瀬戸内海の汚染の影響も免れ得ない。また、弱者を切り捨てる政策ともいえる市町村合併の波に吞まれ、2005年3月に呉市と合併され、今後一層町を取り巻く環境は悪化していくと思われる。このように、社会環境破壊と自然環境破壊が悪循環するこの小さい町で、2002年2月に地域通貨が立ち上げられた。

「藻塩じゃ券」は、厳しい現状にある町を活性化させるため、海外視察でカナダのイサカアワーについて学んだ町長によって提案され、商工会が中心となって立ち上げられた。2001年6月に地域通貨検討委員会が「藻塩ネットワーク」を発足し、地域通貨導入に向けた調査・研究を重ねた。その際、地域振興活性化事業として町と中国経済産業省から計210万円の援助を得ることができた。約1年かけて、地域通貨を導入している自治体の視察や講師を招いての勉強会、住民への説明会と意識調査、また体験イベントなどを実施し、2002年2月24日に立ち上げることができた。まず問題となったのは、商工会という経済的利潤を追求する営利団体が運営主体となることで、地域通貨をどう位置付けるか、ということであった。日本の地域通貨の多くは、NGO/NPOによって運営されており、主にボランティア活動を促進するためのモノやサービスの交換に利用されているのが普通であった。一方、蒲刈町では、島という閉鎖的な空間のなかで互いに助け合う基盤はもともと存在しており、過疎高齢化の影響でそうした支え

あいが難しくなってきたとはいえ、わざわざ地域通貨を使ってボランティア活動を促進する動機は都市ほど強くないはずであった。むしろ、本土と陸続きになったことで客足の激減した地元商店において、地域で生産したものを地域で消費することで地域を活性化し、過疎高齢化に歯止めをかける必要があったであろう。そのため、対象を会員などに限定せず、町民全員に広げ、島内に生活の基盤をおく主婦、子供、高齢者に分かりやすい地域通貨づくりを目指したわけである。

そこで、誕生したのが紙幣型地域通貨で、100円相当の100「藻塩じゃ券」であった。町や商工会が主催するイベントの手伝いや清掃といったボランティア活動に参加した人々に「藻塩じゃ券」を配布し、「藻塩ネットワーク」加盟店で利用できるようにした。30分の活動につき、100「藻塩じゃ券」が手に入り、店では消費税相当分を「藻塩じゃ券」で支払うことができる。2,000円の買い物につき、「藻塩じゃ券」1枚を使用できる。しかし、地元商店での日常の買い物で、一度に2,000円以上買うことは少なかったもので、50「藻塩じゃ券」をつくり、1,000円の買い物から使用できるようにした。

しかし、この商店での買い物に地域通貨を利用する取り組みは、店にとっては割引をすることになり、損をするばかりでメリットがないと、当初賛同する商店が集まらなかった。しかし立ち上げから3年経った現在、地域通貨を利用できる店では客足が増えるという効果がみられ、加盟店は当初の5店舗から39店舗まで増加した。また、「藻塩ネットワーク」が仲介し、個人間でのモノやサービスの交換も行おうとしている。しかしサービス提供者として登録している者は当初の16人からほとんど増えず、現在に至るまで数回しか取引が行われていないのが現状である。つまり、発行された「藻塩じゃ券」は、ほとんど買い物にしか使われていないといわざるを得ない。

ここで回収率をみると、2001年度に2,000枚発行の25%の回収、2001年度

に1,500枚発行の12%の回収、2003年度には1,800枚発行の46%の回収となっている。2003年度に大幅に回収率が上がったのは、商工会による特産品の開発が背景にある。2001年度には町と国から補助金が得られたが、2002年度には補助金もなく、他の地域通貨のように寄付を募ることもしないので、運営資金の調達に悩まされた。そこで、特産品の開発に取り組み、その売り上げを資金に当てることにした。この構想で経済産業省から、補助金を得ることになったので、地元で生産されたものを素材に、8つの特産品を開発した。その購入の一部に「藻塩じゃ券」を当てることができた。今後はより使いやすくするため、「県民の浜」（県内随一の美観をもつ砂浜に併設された食堂と温泉などの施設）などの町営施設での利用も検討している。

以上が「藻塩じゃ券」運用の概要であるが、いくつか問題点を指摘したい。まず2,600人の町民が対象とはいえ利用者のほとんどは主婦に限られている。つまり、1,000円以上の買い物にしか使えないということで、子供が利用しにくいのが指摘できる。町の活性化を目指すのであれば、前述した府中町のように、子供の環境教育に地域通貨を利用していくことも大事だと思われる。また、高齢化の進んだこの町で、ボランティア活動をする体力のある人しか地域通貨を使えないことも問題である。折鶴を折って地域通貨を入手した事例が一件あるが、個人間の取引がほとんどない現状では、これは偶発的な事例としか考えられない。

総括していえば、蒲刈町の住民が「生産者参加型」地域通貨を通して、特産品開発など町の経済活性化には役立っているが、町民全員の相互扶助といった「共同体社会型」地域通貨への取り組みはほとんど成功せず、今後の取り組みに委ねられていると見てよいであろう¹⁰⁾。

以上、広島県内の代表的な地域通貨について詳しくみたが、日本の地域通貨の特徴とその問題点がそのまま投影されている。日本の地域通貨の間

題点を四つにまとめておこう。

第一に、そもそも地域通貨というものが志すべき新しい経済体制への取り組みが抜け落ちしている点が挙げられる。日本の地域通貨のほとんどは、社会環境破壊の根底にある世界経済の仕組みに関してはほとんど手をふれず、むしろその経済の仕組みのもとで、コミュニティの社会的絆を復活したり、社会不安を緩和しようとしているのが、第一の限界である。

第二に、環境権を確保するための取り組みが不十分である、ということが挙げられる。環境権を取り戻すためには、「共同体社会型」地域通貨の試みと、再生可能な自然エネルギーの開発やその産業化を目指す「生産者参加型」地域通貨の試みを融合した取り組みが欠かせない。

第三に、行政主導が挙げられる。地域通貨とは、そもそも世界の大多数の貧しい人々自らが、ともに人間らしく生きられる新しい共同体構築のための取り組みといえる。したがって、地域通貨の運営主体が、中央政府や地方自治体といった行政であれば、誰のための地域通貨なのかが危ぶまれる。

第四に、第三と関わっているが、国境を越えて各地方を束ねる東アジア地域住民による住民自治権の確立という明確な目標設定が欠けていることが挙げられる。地域通貨が日本の市町村といった狭い一地方内のニーズに限定されては、再生可能な自然エネルギー技術の開発やその産業化が難しくなる。したがって、一地方や国境を越えてまたがる複数の地方自治体住民が、大学などの教育・研究機関、NGO/NPOなどの非営利団体を束ねて、地域通貨間の共通化を早急に構築しなければならない。

四つの課題を念頭におきながら、東アジアの各姉妹都市間を結ぶ東アジア地域通貨のあり方について、論を進めていきたい。まず、筆者が描いている理念型を紹介しよう。「東アジア地域通貨・オリエント」の具体的な運用にあたって、まず、東アジアNGO/NPOの各連絡会がその管轄内の姉妹自治体住民間で、共通の環境基本計画を盛り込んだ環境協定を結ぶこと

から始める。その上で、年中行事としての環境教育と環境保護・監視活動を協働で複数策定する。国境を跨った東アジア地域住民が使う通貨なので、インターネットや携帯電話上の電子マネー型とICT（情報通信技術）を利用したICカード型を結合した地域通貨の形が望ましいと思われる。もちろん、子どもや高齢者の使いやすさも考えて、通帳型も取り入れ、世代をまたがって運営できるようにすべきであろう。このような複数の形を融合した通貨を、姉妹自治体間で同時に発行する。地域通貨の発行原資は、姉妹都市住民が共同出資という形で集めるが、前述した住民所有の排出権の販売額を充てることも考えられる。この際、東アジア地域通貨の単位は、ボランティア活動に参加する人々の一回平均食事代を各国の為替レートで換算した額、すなわち、日本の300円と韓国の3,000ウォン（中国姉妹都市へと延長する場合は、物価安を勘案して20元の約1/5に相当する4元）にし、年間事業規模に合わせて地域通貨の総額を決めれば良い。また、トラブルなどの諸問題を解決するための協働の環境カウンセラー室を常設化する必要がある。さらに、市民講座、東アジア地域住民懇談会を定期的に関くとともに、会計監査や活動評価を含めた年次報告書を発行していく。そして、日韓中の姉妹自治体住民が主体となって始めたこの姉妹都市間の地域通貨を、次第に東アジアの全域、さらには全世界に向けて共通化を図っていくことが望ましい。

以上の理念型を具体化するために、2005年6月現在、日本全国の複数のNGOによって4回実施された「環境首都コンテスト」を検討しながら、東アジア循環型社会の構築にどう生かせるかを考えてみよう。

「日本の環境首都コンテスト」の経緯と仕組みを通して、日本の自治体の循環型社会への取り組みの現状と問題点をまとめることにする。「日本の環境首都コンテスト」は、環境先進国といわれるドイツのコンテストをモデルとしている。ドイツでは、環境NGO「ドイツ環境支援協会」が10年間「環境首都コンテスト」を実施しており、地方自治体の環境対策をより活

性化し、ドイツ社会のエコロジー化に大きな貢献をしたといわれている。ドイツで環境首都の一つに選ばれたフライブルク市は、いまや日本で最も有名なエコシティである。日本でも近年、環境自治体をめざす市区町村の動きが盛んに見られるようになってきたが、多くの地方自治体が具体的な政策づくり、市民とのパートナーシップのあり方に課題を抱えているのが現状である。そんな状況にある自治体に対し、環境首都コンテスト全国ネットワークが全国の各自治体の環境づくりを促進するために、「(持続可能な地域社会をつくる)日本の環境首都コンテスト」を実施している。

日本の環境首都コンテストの実施に至るまでの経緯を簡単にふれよう。NGO「環境市民」がドイツの事例研究とコンテスト項目を検討し、その上、複数のNGOで「環境首都コンテスト全国ネットワーク」を結成することになった。「環境首都コンテスト全国ネットワーク」は、深刻化する地球環境問題の解決のため、日本国内での循環型社会の実現に向けて、地方自治体とのパートナーシップを向上しようとする全国組織の環境NGO集合体のことである。コンテスト実施前の2000年秋には、ドイツの1998/99年度の環境首都ハム市、ドイツのコンテストを主催としたドイツ環境支援協会からゲストを招き、全国6カ所でセミナーを開いた。2001年春には、45自治体の協力を得てプレコンテストを実施した。コンテストと調査票についてのヒアリング調査、調査票の改善、実施方法、表彰方式の検討などを重ね、2001年度に環境省の外郭団体である地球環境基金からの助成金を受けて実施に至った。2010年まで、環境首都コンテストを毎年実施する計画となっている。構成団体は、十勝場所と環境ラボラトリー、ふるさと環境市民、やまなしエコネットワーク、中部リサイクル運動市民の会、環境市民、環境市民・東海、未来の子、暮らしを見つめる会、環境ネットワークくまもと、プラス・エコ、長崎伝習所環境ネットワークながさき塾の計11団体である。目標は、日本の環境首都、フライブルクをつくることである。このような準備をへて、参加自治体を募り、2001年度の第1回のコンテス

トには93、第2回には115、第3回には市町村合併問題で全国の自治体がゆれる不安定な状況下で83、第4回には75の自治体が応募している。

第4回の実施分の15質問項目の内容とそれぞれの配点は以下の通りである。

①環境基本条例・ローカルアジェンダ21・環境基本計画（7設問、配点100点）、②EMSの構築（4設問、配点50点）、③住民とともにチェックする仕組み・情報公開（5設問、配点55点）、④率先行動・エコオフィス（9設問、配点60点）、⑤自治体間交流（4設問、配点40点）、⑥職員の資質・政策能力の向上と環境行政の総合化・予算（4設問、配点95点）、⑦市民のエンパワーメントとパートナーシップ（5設問、配点80点）、⑧環境学習（5設問、配点80点）、⑨自然環境の保全と回復（7設問、配点70点）、⑩健全な水環境（5設問、配点40点）、⑪風土を活かした景観形成と公園づくり（7設問、配点50点）、⑫エコロジカルな交通政策（選択式、3～5設問、配点55点）、⑬地球温暖化防止・エネルギー政策（9設問、配点75点）、⑭ごみの減量化（5設問、配点60点）、⑮環境に配慮した産業推進（選択式、3～4設問、配点60点）が、それである。

それでは、今までのコンテストから分かってきた¹¹⁾、日本の循環型社会への取り組みの現状と問題点について、自治体間交流、地球温暖化防止・エネルギー政策、環境に配慮した産業推進の三点に絞って論じることにしよう。

まず、自治体間交流の現状と問題点である。現段階世界経済体制下での地球環境問題は、いうまでもなく、一つの地方や国レベルで完結するものではないので、国内外の自治体間交流が欠かせないはずである。つまり、国内外の地域住民主体の交流を進める上で、複数の地方自治体とパートナーシップ型組織をつくり、協働で東アジア循環型社会を構築していく必要がある。

自治体間交流の項目について、交流していると回答した自治体は半分を超えているが、交流の内容をみると、他自治体の先進事例の調査がほとんどである。共同プロジェクトを実施していると答えた自治体は少ないのが現状である。

海外自治体との交流に関しても同じ状況であるといえよう。交流内容も技術支援のための研修生の受け入れが主である。その他の共同プロジェクトに関していえば、例えば、松山市が、フライブルク市との間で相互駐在員派遣と勉強会を実施しており、市民団体の相互受け入れや見本市も実施している。水俣市はドイツと中国から水俣に招聘し、国内の参加者とともに水俣病と地球環境問題に関する国際ワークショップを定期的で開催している。東アジア海の海洋汚染が進むなかで、水俣病の発生地であった水俣市が中国などの東アジア諸国と環境協力を進めることはとても良いことだと思う。

しかし、全体としては、国内外の自治体間の共同プロジェクトはあまり盛んでないのが問題といえよう。特に外国自治体との交流となると、1割未満である。日本の環境保全に関わる技術は豊富であるので、環境技術特許の無償利用などを積極的に進めなければならない。しかしそれどころか、技術支援のための研修生の受け入れさえ少ないのが現状である。現在の環境問題は地球規模の問題であるため、市町村などの境界線を引かず、多くの自治体が国内外を問わず、多くの共同プロジェクトを実施していくことが重要である。

次は、地球温暖化防止・エネルギー政策に関する取り組みについてである。東アジア循環型社会を構築していくための実践課題のなかで、一番重要な課題というのが、地方と地域レベルでの地球温暖化防止と再生可能な自然エネルギーの共同開発や共同利用の取り組みといえる。地球温暖化防止のためには、現在の大量消費型のエネルギー消費の経済構造を改めることが不可欠であり、そのためにはエネルギーの有効活用を進め、化石燃料

の使用量を削減するとともに、再生可能な自然エネルギーの共同開発や利用を図っていく必要がある。エネルギーに関する政策は、これまでは国の政策と考えられてきたが、省エネルギー、再生可能なエネルギー、新エネルギー技術の確立を、国境を越えて各地方を束ねる地域住民が、地域の特徴を生かしながら進めるのが重要となってきた。つまり、姉妹自治体住民が主体となって、東アジア全域で再生可能なエネルギーの比率を増やしていくことが求められている。

調査結果では、半数以上の自治体が二酸化炭素排出量の削減目標を設定している。二酸化炭素排出量の把握については、 $\frac{2}{3}$ 以上の自治体が把握していると回答している。しかし、そのほとんどが自治体の一部の事業者から排出された二酸化炭素量を把握しているに留まっており、自治体全域の二酸化炭素排出量を把握しているのはわずかしかなかった。

$\frac{1}{5}$ 位の自治体が省エネルギー・省資源のための行動計画を何らかの形で策定しているが、そのうち実施しているのはほんのわずかの自治体しかない。新エネルギー導入のための行動計画書の策定についてもほぼ同じ状況といえる。また、地域内の特性を考慮した再生可能なエネルギーを活用し、自治体で必要なエネルギーを当該地方で確保する、といったエネルギー自立を目指す自治体は少なく、実績も計画もない自治体が8割を超えている。

このように、省エネルギーや新エネルギー政策を問わず、計画書の策定すらないという自治体が大半を占めている。二酸化炭素の削減目標を設定することはもちろん大切であるが、まずは、自治体全域の排出量を的確に把握することが先決であるといえよう。全体として、再生可能な自然エネルギーの開発や利用は非常に消極的であることが分かった。

そして、環境に配慮した産業推進の現状と課題についてみよう。まず、農業については、半分ぐらいの自治体が環境保全型農業の計画を策定していた。その計画実施の結果、環境保全型農業の作付面積が増加したと答え

たのが約半数の自治体であった。その中身で最も多いのが農業者に対する技術指導や支援であり、次が堆肥化センターの設置となっている。地域農産物の共同利用や販売促進については、ほとんどの自治体が行っている。多いのは学校給食での利用と朝市の開催であった。このように、環境保全型農業の促進と地産地消などの当該地方の循環システム構築は比較的積極的に進められている。過疎高齢化などの問題を含め、地方の産業活性化にとって良いことだと思われる。

工業については、環境に配慮した工業を促進するための総合計画をもっている自治体は無いに等しいのが現状であった。ただし、環境に配慮した施策への取り組みは半数以上が行っていると答えている。その中身として多いのが、環境新技術や新製品の研究開発費に対する助成や融資、工場施設を環境配慮型に改善するための助成や融資となっている。

農・工を問わず同じくいえるのは、当該地方という狭い市場向けで、製品を開発・生産・流通する取り組みが圧倒的に多く、今後、東アジア地域を対象とした製品づくりが課題といえよう。東アジア循環型社会の構築に向けて、再生可能な自然エネルギーのET開発とその産業化を積極的に推進していかなければならない。

以上の検討から、日本の地方自治体循環型社会への取り組みについて、以下の三つの問題点をまとめておく。

第一に、循環型社会構築の前提条件となるボランタリー経済化への取り組みと、再生可能な自然エネルギーの共同開発と共同利用への取り組みがバラバラになって進められている点である。繰り返しになるが、世界の貧しい大多数の人々が自らの環境権を確保するためには、この二つの取り組みは、環境基本条例や環境基本計画の策定段階から融合した形で同時に取り組まなければならない。

第二に、中央行政からの資金援助が呼び水となって、地方自治体の行政が主導となっている点である。このように、主体が欠如したままで、地方

自治体が中央政府の財政に大きく依存することによって、日本の各自治体の取り組みが互いに分断されていて、また、全国画一的な取り組みになっているわけが理解できる。

第三に、当該地方自治体内に限定された取り組みになっている点である。複数の地方自治体が協働で取り組むケースが少なく、とりわけ、海外自治体との交流に非常に消極的となっている点が問題といえよう。これは、第一の新しい経済・環境共同体構築の認識が欠如していることに起因すると考えられる。

このような日本の地方自治体の限界をのりこえるためには、どのような取り組みが必要であろうか。まずは、韓国地方自治体とともに、東アジア循環型社会を構築するためには、どのような取り組みが考えられるのか。筆者は、「日韓環境姉妹都市コンテスト」の実施に、その答えがあると考え、2010年「(持続可能な地域社会をつくる)日本の環境首都コンテスト」が終る翌年である2011年度から10年間の実施を目指したいと思っている。今後、①日韓環境NGOネットワークによる事例研究、②日韓環境NGOネットワークによる項目の検討、③日韓環境姉妹都市コンテスト・ネットワークの結成、④コンテストの調査票づくり、⑤プレコンテストの実施、⑥コンテスト・調査票についてのヒアリング、⑦調査票の改善、実施方法、表彰方式の検討の順で計画・準備していく予定である。

最初は、日韓NGO/NPO連絡会が中心となって、各日韓姉妹都市間での日韓環境NGOネットワークを結成することを支援することから始める。この環境NGOネットワークが中心となって、それぞれの「東アジア地域通貨」を創設し、東アジア人環境共同体構築に向けてのリージョナルアジェンダ21を作成していく。また同時に、国境を越えて各地方をまたがる東アジア循環型社会構築に向けて、姉妹都市内の姉妹大学が再生可能な自然エネルギーを開発し、無償で共同利用できるような取り組みを具体化してい

く。これによってはじめて、複数の姉妹都市間の地域住民が参加する「日韓環境姉妹都市コンテスト」が実施することができる。2020年までの10年間を目途にしてコンテストを続けるが、日韓環境姉妹都市を増やししながら、同時に日韓環境共同体を実現していくことが、このコンテストの目標といえよう。

以上、真の世界平和の構築のために、新しい東アジア歴史共同体をどうつくるかについて、新しい経済の仕組みと環境への取り組みを中心に、B群の第5・6課題を合わせて検討してきた。新しい経済の仕組みとして、「東アジア地域通貨」を介した東アジアのボランタリー経済圏を構築する必要性と、新しい環境への取り組みとして、「日韓環境姉妹都市コンテスト」を介した日韓環境協力体制を実現する必要性を、両方を結合させながら検討した。

東アジアの社会環境と自然環境破壊の悪循環を断ち切って、東アジア人経済・環境共同体を構築するために、もう一度Ⅲ節で述べたB群の課題を再確認しておくことにしよう。

第5課題は、東アジアにおける富の独占と飢餓・貧困の蔓延に伴う貧富格差の拡大を断ち切るために、ドルや円といった世界の法定通貨を使わず、「東アジア地域通貨」を媒介としたボランタリー経済圏を拡大しようとする取り組みである。草の根の東アジア人歴史共同体を構築していく上で先決課題といえよう。

第6課題は、再生可能な自然エネルギーの共同開発・利用の枠組みを構築していくとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄によって、世界一的最終埋立地と化した東アジア海を護るための枠組みづくりである。つまり、東アジア海を公共財とする私達東アジア人が環境権を取り戻すために、協働で東アジア循環型社会を構築しようとする実践課題といえよう。世界大多数の貧しい人々が自らの環境権を取り戻すために、国境をまたが

る各地域を単位とした新しい地域経済の仕組みと地域住民自治の確立を通して、各地域で草の根の経済・環境共同体を同時に構築しようとする取り組みといえるのであろう。

ところで、このような東アジア人経済・環境共同体を実現するためには、東アジア人文化共同体構築の取り組みを避けて通れない。つまり、B群の第7課題が緊急かつ重要であるといえよう。ここでいう東アジア人文化共同体構築の目標は、グローバル・ヒューマニストとしての新しい東アジア人、すなわち、「超国籍人」の形成にある。東アジアの地域住民が、真の世界平和を構築するための主体であることに目覚め、国境を越えた連帯を強めながら住民自治を確立していくことが、この第7課題の核心といえよう。

V 草の根の東アジア人文化共同体構築のための課題

前節で論じた東アジア人経済・環境共同体を構築しながら、新しい東アジア人歴史共同体を実現していくためには、グローバル・ヒューマニストとしての新しい東アジア人の形成、すなわち、「超国籍人」の養成に取り組まなければならない。以下では、第7課題、とりわけ、青少年の「超国籍人」教育について考察することにしよう。

筆者は、青少年の「超国籍人」教育の中身として、次の三つが重要だと考えている。

まず、第一に、現段階の民族や国家ナショナリズムの高揚によって、東アジアの貧しい人々同士をむやみに対立させる昨今の「反平和」的現状を打開するプログラムが欠かせない。その上で、東アジアの貧しい人々、とりわけ、次世代を担う青少年が、東アジアの同じ地域住民として、現在と近未来の共通問題を協働で解決しようとする共通目標が芽生えるようなプログラムでなければならない。

第二に、上記の東アジア人経済・環境共同体の構築と融合したプログラムとして、国境を越えた相互扶助のボランティア活動と東アジア循環型社会を目指す環境教育のプログラムが必要である。これを通して、国籍や国境を跨った「超国籍人」としての「新しい東アジア人」を養成することがとても重要である。

第三に、一同に集まって互いの悩みや成果を報告したり、議論したりする共同祭など、草の根の東アジアの地域住民と青少年同士が連帯を強めるためのプログラムも欠かせないといえよう。

このような三種類のプログラムを通して、新しい東アジア人文化共同体が構築できると考えられる。この新しい文化共同体の構築は、東アジア人経済・環境共同体の構築と併せて、21世紀の草の根の東アジア人歴史共同体を構築する上で、絶対欠かせない緊急かつ重要な課題といえよう。

それでは、新しい東アジア歴史共同体構築を担う主体を育てる「超国籍人」教育について、上記の三種類のプログラムの例を具体的に上げることしよう。

第一のプログラムとして、東アジア各国における民族や国家ナショナリズムの暴走、さらには、地方自治体や個人のエゴの蔓延に対して、あらゆる面で、非暴力的に取り組むのが急務である。なぜなら、これらの競争や差別によって、私達東アジア人の一体感が脅かされるからである。まず、近未来のグローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスに立ち向かう「敬天・敬人・敬物」のグローバル・ヒューマニストを育てるためには、東アジア人の過去・現在・未来に関する共通歴史認識をもつことが必要である。また、そのための共通の東アジア歴史教科書が欠かせない。その試みの一つが、2005年4月、日本の広島市と韓国の姉妹都市大邱市の中学と高校の教師11名が日韓両国でほぼ同時に刊行した、日韓共通歴史教材『朝鮮通信使：豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』である。周知のように、2001年6月、「新しい歴史教科書をつくる会」が、中学社会・歴史

的分野での教科書を扶桑社から出版し、文部科学省がこれを検定に合格させた。これに対し、2001年6月に、広教組と韓国全教組大邱支部が、日韓姉妹都市の地域住民を視座に据えた共通教材づくりをスタートした。今後、さらに、日韓の近現代史を対象とした教材づくりも予定している。

第二のプログラムとして、21世紀の東アジア人歴史共同体の住民としての生き方や自己目標を堅実なものにするためには、東アジア地域住民が一同に参加する、経済・環境共同体構築のための教育プログラムが数多く企画・実施されなければならない。そのためには、私達東アジア地域住民が、国内だけの社会環境や自然環境問題に目を奪われず、国境をまたがる経済や環境問題に意識的に取り組まなければならない。また、次世代を担う若い世代のボランティア活動や野外環境教育を東アジア地域の様々な現場で行う必要がある。その取り組みの良い例が、2005年8月に、日本北九州市の曾根干潟、韓国郡山市のセマングム干拓地、そして、中国大連市の干潟を回りながら、三か国の子どもが国境を越えて生きる渡り鳥の生態を調査する「東アジア干潟の学校」が、はじめて中国を入れて開かれたことである。これは、東アジアの干潟の大切さを絶滅危機に瀕した全長31cmのズグロカモメを通して、体験学習ができるように、2003年から北九州市の小中高の教師を中心とした「日韓子ども干潟交流実行委員会」が、企画したものである。この取り組みは東アジア人文化共同体を担う「新しい東アジア人」を養成する上で、とても大切なプログラムといえよう。

第三のプログラムとしては、東アジア人が協働でつくって一同に楽しめる「東アジア人大同祭」を毎年定期的に開催することが必要である。とりわけ、2千年前の紀元前後の東アジアで、つまり、帝国や民族国家の形成によって東アジア人がバラバラになる前に、大多数の草の根の東アジア人が共有した稲作文化を生かすことはとても良い考えといえよう。具体的にいえば、ズグロカモメのように、国境をまたがる生活圏で共に生きる私達

東アジア人が、国籍、世代、個人間の様々な格差をのり越え、藁を編むように相互信頼の土台を築く「大綱引き祭り」がある。これは、東アジア人共通の伝統祭りを各地方の姉妹都市間で復活することで、新しい東アジア人文化共同体、ひいては東アジア人歴史共同体を構築する上で、心の拠り所や活力の源になると考えられる。実際に、2005年10月に、日本広島市の修道大学と韓国の姉妹都市大邱市の姉妹大学・啓明大学が共同で主催し、戦後日本で初めて韓国式大綱引き大会を開いた。広島修道大学の学生が5月に田植えに参加し、9月には脱穀作業を手伝うことで、4トンの藁づくりに半年前から関わってきた。韓国慶尚南道靈山の韓国伝統文化保存会から金淙坤会長をはじめ指導者8名が広島を訪れた。その指導のもとで、啓明大学学生40名と修道大学学生30名が4日間で、直径50センチ、長さ35メートルの雌綱と雄綱を二本つくった。そして、10月16日に広島市中央公園で開催された国際交流フェスティバル「広島ペアセロベ（“Peace Love”のスペイン語読み）」で、全長70メートルの綱引きが実現した。当日は啓明大学サムルノリ部の学生20名がパレードに参加して、伝統的な韓国の祭りの雰囲気をもりあげた。そして、多くの日韓地域住民が一同に参加して、2回の綱引きが行われた。今後、このような日韓大同祭は東アジア人文化共同体構築のための一つのモデルになると思われる。

ここで、もう一度強調しておきたいことがある。グローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスが同時進行する現段階のグローバル諸問題を解決し、真の世界平和を構築するためには、東アジア人歴史共同体、すなわち、東アジア人経済・環境・文化共同体の構築を、バラバラに進めるのではなく、三つの共同体づくりを融合した形で同時に取り組まなければならない、ということである。上記の三種類のプログラムを総合的に組み入れた東アジア人文化共同体を実践することが重要である。これは、現段階と近未来の世界経済体制に対抗して世界平和を構築するための「第一歩」といえよう。

このような草の根の東アジア人文化共同体の構築に向けて、その担い手になる「超国籍人」を形成・確立する上で避けて通れないのが、国境を越えて生きる少数民族の生き方と近未来の自己目標を如何に形成するかという課題である¹²⁾。

以下では、このような少数民族をめぐる東アジア地域住民のコンセンサスを形成する上で欠かせない、在日韓国・朝鮮人（以下、在日と称す）青少年の教育の現状と課題に論点をしぼる。そして、在日青少年を中心として、東アジア人の新しい歴史共同体構築のための実践課題を析出していくことにする。在日3・4世が中心となる在日青少年の「脱国籍化」、ひいては、「無国籍化」傾向に対して、在日1・2世と異なる新しい生き方や近未来の自己目標は何であり、どのようにしてそれを育てていくかを、具体的に考えていきたい。

前述したように、現段階のグローバル社会は、情報革命に伴う文明の利便性の増大という「光」の面と、貧富の格差や人間性の喪失、地球環境の破壊、大量虐殺戦争の多発という「陰」の面が同時に進行している、まさにコイン表裏の両面に例えられる。さらに、青少年の生きる力の喪失、学校崩壊の危機、不登校生徒の急増、青少年犯罪の増加と暴力の凶悪化など、世界の青少年に共通してみられるこれらの諸問題は、弱肉強食の世界経済体制の確立過程で必然的に生まれたものにほかならない。

今、世界の青少年は、反グローバル・ヒューマニズムに走る現段階世界経済の仕組みのなかで、益々人間味を喪失する既成世代との「和解」を求めて、学校や町で「叫び」の抗議を続けている。在日青少年も、在日、韓国、北朝鮮の既成世代との和解はもちろん、日本人々との和解を切実に求めている。近年、日本人への帰化という「沈黙」の抗議が増加している。現に、多くの在日青少年が国や民族のナショナリティを放棄し、自らの生き方と自己目標の社会的なコンセンサスを見いだせないまま「無国籍人」になりつつある。

このような在日青少年が抱える諸問題の解決を、競争力や学力向上指向に傾斜する国や地方自治体の教育・文化政策に委ねてはいけなないと、私は考えている。在日青少年が、グローバル・キャピタリズムとグローバル・ガバナンスに立ち向かう新しい歴史共同体の一員として生まれ変われるように、筆者も含めて東アジアの全地域住民が責任をもって取り組んでいかなければならない。

周知のように、戦時中、国民国家間の覇権争いに強制的に動員され、生存権と生命権を奪われ、その利用価値がなくなった戦後においては、国民国家の立て直しに走る日本と祖国の両方から、民族的に「劣った存在」として、在日の人々は差別を受けてきた。そして、愛国心を強調する昨今の日本、韓国、北朝鮮の教育・文化政策に追われる形で、在日青少年は、21世紀を生きるための新しいよりどころを探せるどころか、今まで自分を育ててきたアイデンティティさえ自ら放棄しているのである。この在日青少年の「脱国籍・民族化」傾向というのは、無限競争の世界で生き残るための苦渋の選択といえよう。この流れを変えるためには、何が求められるのか。

まず、日本政府が日本帝国の朝鮮植民地支配やアジア太平洋侵略戦争という歴史を清算するための取り組みが必要である。これは、日本の過去の清算のみならず、東アジアの「反平和」的状況を克服して、ヒューマニズムに基づいた新しい東アジア歴史共同体を構築するために欠かせない課題といえる。なぜなら、歴史の清算問題は、過去の被害者に対する和解のみならず、現在と近未来の世代である在日青少年に対する和解も含まれているからである。

ここで、日本政府が在日の過去・現在・未来世代に対して、今までどのような姿勢をとってきたかをふりかえってみよう。

1965年の日韓国交正常化交渉の過程をみると、歴史の清算問題が軽視または無視されており、補償問題は経済協力問題にすり替えられていたこと

が分かる。1978年の日中平和友好条約の調印による日中国交正常化段階になって、ようやく日本政府の歴史への反省が公式に表明された。しかし、中国政府が賠償請求権を放棄したため、在日の人々に対する賠償と補償の問題は取りあげられることがなかった。

植民地支配によって被害を被った人々に対する補償問題が表面化したのは1980年代に入ってからである。この時から歴史の清算問題への関心が高まっており、21世紀に入って、日朝国交正常化交渉の場において、再び日本政府の歴史の清算問題が表面化することになった。2002年9月の日本政府の小泉純一郎首相と北朝鮮の金正日総書記の間で日朝共同宣言が採択されたことにより、歴史の清算問題は軌道にのるかと思われた。しかし、その直後の日本人拉致問題や北朝鮮の核兵器開発疑惑の影に隠され、合意した協議内容は棚あげされた。その後も迷走を続けていた日朝国交正常化交渉は、2003年のイラク戦争勃発により完全に頓挫したといえよう。

日朝共同宣言、いわゆる平壤宣言では、過去の歴史の清算を経済協力方式によって解決しようとしており、財産および請求権を相互に放棄することになっている。これは1965年の日韓基本条約と全く同じ方式といえよう。周知のように、日韓基本条約によって解決したとされた補償問題は、その後、被害者自身の告発や資料の調査・発掘によって改めて提起され、多くの訴訟が起こされてきた。1991年12月に元従軍慰安婦の金学順氏が東京裁判所に個人補償を求める訴訟を提起した。慰安婦の存在は日本帝国の軍や政府とは無関係である、としてきた政府見解が、慰安婦の徴集や管理に軍と政府が関与していた資料が発見され、関与を認めざるを得なくなった。その後日本政府は元従軍慰安婦の人々に対する「償い金」を提供するとともに、「女性のためのアジア平和国民基金」を設けた。他にも日本政府は1990年代を通して、日韓で歴史の共同調査や共同研究を行うなど、新たな措置を採らざるを得なかった。

日本政府は損害と苦痛を与えた事実を解明し、被害者に対する直接の補

償を早急に実行すべきである。また、従軍慰安婦、強制連行被害者、長崎と広島朝鮮人原爆被害者、独立運動弾圧による被害者に対する包括的な基金を日本・韓国・北朝鮮政府が共同で設けて、大学などの教育・研究機関、NGO/NPOをはじめとする東アジアの各地方自治体住民が主体となって、事実の解明や公表、賠償や補償の実施案をまとめる必要がある。植民地支配と侵略戦争によって被害を受けた人々の傷を癒すことは、日本帝国の敗戦から60年も経過した今だからこそ、日本政府は韓国や北朝鮮政府と協力して、早急にその解決に向けて取り組まなければならない。要するに、北朝鮮の国家体制への援助という性格が濃厚である経済協力方式ではなく、真っ先にこの被害者補償問題を解決していくことが真の和解構築のためには必要不可欠であるといえよう。

また、平壤宣言で取りあげられた在日の法的地位に関する解決も、植民地支配の清算のための重要な課題である。在日青少年は、日本帝国の植民地支配によって日本に在住するようになった人々とその子孫であることを、この法的地位を考える際に明確に認識しておかななければならない。在日の存在と植民地支配との関係は疑う余地がない。確かに、在日の存在を全て強制連行に結びつけることはできない。しかし、朝鮮半島の人々が日本に渡航することになったのは、日本帝国の植民地支配によって朝鮮の富の一極集中化が進み、朝鮮半島の人々がつくりだした富が帝国本国に流出するなど、経済の支配—従属関係が確立していたからに他ならぬ。つまり、日本帝国の植民地支配そのものが、朝鮮から大量の人々が日本に定住する結果を招いたことを忘れてはならない。したがって、当時の在日個人々人が自発的に日本に渡航したか、強制的に連行されたかを論じること自体が、歴史認識に欠けているといわざるを得ない。

日本政府が在日に対して取ってきた差別政策を改めるためにも、私達東アジア地域住民が現在棚あげされている在日の法的地位問題、とりわけ参政権問題に真剣に取り組む必要がある。筆者は、その順序として、地方選

挙権などの地方自治体の参政権確保に、まず力点をおくべきだと考えている。その理由は、日本国政への参政権確保は国籍条項という大きな壁が立ちだかっているからである。また、新しい市場国家への体制転換を加速するために国民負担分を一層強要していかなければならない、という日本政府の今後の行動様式を考えれば、民族や国家ナショナリズムの壁が国会の場で一層高まることは容易に予想できる。したがって、日本政府の国家ナショナリズムを真正面から取り上げるのではなく、今後中央集権の国家権力が地方自治体へと委譲されていくなかで、地方自治体での在日の参政権を確保することが急務といえよう。

以上のように、東アジア地域住民による在日の被害者補償を通した歴史の清算と、地方自治体の一員としての法的地位の獲得ができてこそ、はじめて在日青少年が、東アジアの新しい歴史共同体構築に積極的に参加することができる、と筆者は確信する。今後、教育・研究機関、NGO/NPOをはじめとする地方自治体住民が主体となって、各国政府間協議の場で置き去りにされている歴史の清算と近未来の世代との和解に、積極的に取り組んでいかなければならない。

さて、戦後の東アジアにおける国民国家体制の下で、在日1・2世の生き方と自己目標の形成に寄与してきた民族教育は、今後、在日青少年が東アジアの新しい歴史共同体構築の主役となっていくためにも十分な教育といえるか。結論からいうと、不十分といわざるを得ない。今後、在日青少年が単に「脱国籍人」、「無国籍人」に流されないで、迫りくる世界「反平和」的状况に立ち向かう「超国籍人」に生まれ変わるために、私達東アジアの地域住民が彼らとともに取り組むべき課題は何であるか。東アジア人文化共同体構築に向けた三種類のプログラムに沿って考えることにしよう。

第一に、在日青少年の歴史教育の現状と課題について考えよう。

在日青少年のための民族教育は、民団（在日本大韓国民団）、総連（在日本朝鮮人総連合会）、日本の公教育の現場（民族学級や民族クラブという形態）で実践されている。ところが、日韓条約締結以来の日本政府は、とりわけ総連系の在日朝鮮人に対して厳しい扱いを続けてきた。在日在留資格の面のみならず、民族学校の認定、国立大学への受験資格、寄付金の損金処理など、様々な面において差別的な扱いをしてきた。

在日青少年の歴史教育を含めた民族教育を担ってきた両軸として、民団系と総連系の民族学校が挙げられる。まず、民団系では、大阪の金剛学園と白頭学園（建国学院）、東京の韓国学校、京都の国際学園が代表的である。東京の韓国学校を除いた3校は日本政府の学校教育法1条が適用され、正規学校として認可されている。1950年に設立された金剛学園の場合、校長をはじめ、3人の教師が韓国政府から派遣されており、韓国国内と同じく、「国旗」の掲揚と「愛国歌」の斉唱が義務づけられている。歴史教科書は韓国から直接送られたものを使っている。このことから、祖国の「国民化」教育そのものが民族教育として行われていることが容易に分かる。生徒の80%が韓国国籍であり、残りの20%が帰化による日本国籍となっている。

総連系の朝鮮学校は120の小・中学校と12の高等学校、大学1校があり、約1万3千人の生徒が学んでいる。教育目標は、「朝鮮人であることに誇りをもつ人材の育成」を目指しており、民族教育の柱である朝鮮語、朝鮮史、朝鮮地理をすべて母国語で学習している。北朝鮮とは異なる在日独自の歴史教科書をつくっているが、北朝鮮の国家ナショナリズムに基づいた歴史教育に重点をおいている点ではそれほど変わっていない。要するに、民団系民族学校と同じく、祖国を理想的な民族教育の模範としている。1945年に設立された広島の小・中学校と高等学校の場合、生徒の約80%が北朝鮮籍であり、残りの20%ほどが韓国国籍となっている。帰化によって日本国

籍をもった生徒はほとんど通っていないのが現状である。しかも、ここで学ぶ生徒は北朝鮮籍の児童の10%にも満たず、年々減少傾向にある。2003年度の広島朝鮮学校の小学校1年生は13名となっている。やはり、民団系の民族学校と同じく、生徒の確保が悩みの種となっている。その背景には、進む少子化に加えて、毎年1万人規模の帰化者の増加傾向が横たわっている。特に、生徒数の面で圧倒的に多い総連系民族学校の方が民団系民族学校より減少幅が大きいのことは、今後民族学校全体の存立自体が危ぶまれていることなる。さらに、総連系民族学校の場合、日本政府の学校教育法第1条が適用されていないため、民間企業や社会団体からの寄付金の損金処理ができない。また、地方自治体からの教育補助などでも不利益を被っている。こういった事情から授業料が割高となっている。さらに、多くの国立大学への受験資格が容易に認められていないため、生徒が日本に定住する上で大変不利な状況である。

日本の戦後高度成長期の後に生まれ、日本社会の影響を直接受けながら在日社会を受け継いできた在日青少年に対して、祖国の「国民化」教育のままの民族教育が、21世紀を生きる在日青少年の自律した自己目標の確立をかえって妨げたのではないかと、筆者はみている。今後もその教育方針を安易に続ければ、新しい東アジア歴史共同体の一員としての生き方と自己目標は芽生えられなくなり、結局は、在日青少年の「脱国籍化」、「無国籍化」の流れを止めるどころか、一層増大させるのではないだろうか。今後、両民族学校が、日本における差別から生徒を守るために続けてきた、いわゆる日本社会からの「隔離」教育を如何に変えていくかが課題となる。

また、日本の公教育の一部が校内で取り組んできた民族学級の閉鎖性をどう克服するかも重要な課題といえる。さらに、その民族教育が、担当教師によって教育成果にバラつきが生じたりする問題を解消し、在日生徒と日本人生徒が新しい東アジア人としてともに生きる取り組みを模索するなど、民族教育のあり方を再検討していかなければならない。

次は、在日青少年の「超国籍人」教育を具体化するため、残された第二・第三のプログラムを如何に実践するかについて簡単にまとめよう。

第二のプログラムは、世界経済・環境管理体制の構築に立ち向かって、私達東アジアの地域住民が協働で取り組むべき実践課題である。東アジア人の貧富格差の拡大、飢餓や貧困の蔓延に対して、「東アジア地域通貨」を用いたボランティア経済化という新しい経済の仕組みを構築する上で、在日青少年の参加が絶対欠かせない。また同時に、生活・産業廃棄物の海洋投棄から東アジア海を護るための取り組みと、環境に優しい自然エネルギーの開発と利用の取り組みに積極的に参加する必要がある。このような新しい経済・環境への取り組みを、在日青少年が中心となり、姉妹自治体関係にある日本、韓国、北朝鮮の青少年とともに、まず教育の現場から始めるのが何より大切である。

要するに、在日民団系・総連系の民族学校と民族学級をもつ日本の学校が、まず姉妹校を締結し、さらに、その輪を韓国と北朝鮮の姉妹中学校・高校・大学にまで広げて、協働で共通目標を策定する。その上で、東アジア海の海洋環境保全・調査・監視活動などのボランティア活動をアジェンダに盛り込んで、共通の地域通貨を発行して共同で運用する。また、この在日青少年の取り組みに、NGO/NPOをはじめとする地方自治体住民が積極的に参加して、東アジア人の、東アジア人による、東アジア人のための草の根の文化共同体、ひいては、21世紀の新しい歴史共同体を築いていくことがとても大事である。

第三のプログラムは「東アジア人大同祭」のことであるが、在日青少年をはじめとする東アジアの青少年、そして、東アジア地域住民が一同に参加する祭りを毎年恒例化することが必要である。とりわけ平和・教育都市広島で東アジア人の古代稲作文化を復活させた「大綱引き祭り」に、東アジア青少年が積極的に参加して、今後も継続的に開催することが肝要である。そして、日韓の多くの姉妹自治体間で開かれるように、在日民団系・

総連系の民族学校と民族学級をもつ日本の学校と、その姉妹提携にある韓国の学校、日韓のNGO/NPOが中心となって、「日韓大綱引き祭り」を広げていくことが大切である。

以上のような新しい東アジア人文化共同体構築への試みは、今後、在日青少年を含む東アジアの青少年が藁を編むように、国や民族や世代を超え、近未来の東アジアの困難な共通課題、ひいては世界の「反平和」的状況を打開する上で非常に大切であると思う。筆者は、およそ2000年前の東アジア人共通の祭りが、2005年に広島で復活したことは、歴史的な出来事であると確信している。今後、東アジア青少年の「超国籍人」教育の一環として、様々な「東アジア人大同祭」が開かれることを期待する。

VI おわりに

以上、グローバル・キャピタリズムの完成と世界帝国の確立という近未来の世界経済体制の構築過程下で、真の世界平和を築くために、今、なぜ、東アジア人の新しい歴史共同体が必要かを論じながら、具体的な取り組みを提案してきた。

まずは、現段階世界経済体制の到達点を捉えながら、世界大多数の貧しい人々が環境権を剥奪される世界「反平和」的状況が加速する連鎖メカニズムを明らかにした。その上で、それを断ち切るために、私達人類、とりわけ東アジア人が何をすべきかを明らかにした。つまり、草の根の東アジア人歴史共同体の実現に向けて、グローバル・ヒューマニズムに立った新しい経済・環境共同体を構築する必要があり、その一軸が、「東アジア地域通貨」を介した東アジア人経済共同体の構築、そして、もう一つの軸が、国境をまたがる再生可能な自然エネルギーの技術開発と産業化を媒介とした東アジア人環境共同体の構築であることを訴えた。そして、そのためには、国家や民族ナショナリズムに囚われない「超国籍人」教育が欠かせないことを強調した。そのなかで、在日青少年の「超国籍人」教育のあり方

に焦点をしばって、新しい東アジア人文化共同体構築の課題を具体的に提示した。その一環として、2005年の日韓地域住民の取り組みを紹介し、その意義と今後の方向性について検討した。

近年になって、様々な東アジア共同体構想が活発に議論されるようになった。その背景には、産業の情報化とグローバル証券化の加速に伴う東アジア地域社会における危機意識が横たわっていると思われる。例えば、家族愛や人間性の復元を求めた純愛物語中心の韓国ドラマのブーム、就職難からくる第二外国語としての韓国語学習のブーム、生き残りをかけた大学改革の延長線としての日韓国際交流のブーム、国益に走る国家や民族ナショナリズムの暴走と止揚をめぐる攻防、東アジアの新たな安全保障体制をめぐる攻防、新しい共同市場創出のための経済管理体制構築をめぐる攻防、越境する環境破壊問題に対処するための新しい環境共同体構築をめぐる攻防が挙げられる。

筆者は、東アジアの地域住民が共通に直面しているこのような諸問題を、協働で解決できる新しい歴史共同体が必要であることを訴えながら、東アジア地域住民である私達日韓の人々がまず、各地方を、国境を越えて束ねると同時に、世界に開かれた新しい経済・環境・文化共同体を構築することを具体的に提示した。本稿を通して、姉妹関係にある東アジアの各地方自治体住民が、国を単位とした従来の固定的な地域範囲に囚われない実践的な取り組みへのヒントを見つければ、何より幸いである。

- 1) 重層化概念については、拙稿 (1997.2)「半導体産業の国際的重層構造」、大阪経済法科大学 アジア研究所『東アジア研究』第15号、pp. 3-36、を参照されたい。
- 2) 詳しくは、拙稿 (2000.6)「グローバル化する経済と国民国家の行方」、富岡庄一・浅野敏久・於保幸正・開發一郎・小島基・水羽信男 (共編)『21世紀の教養 2: 異文化 I・BUNKA』、pp.191-198、培風館を参照されたい。
- 3) I. Wallerstein『近代世界システム I・II』(川北稔訳)、岩波書店、1981年。
- 4) 詳しくは、拙稿 (2004.4)「世界経済体制の過去・現在・未来」、朝倉尚・布川弘・坂田桐子・西村雄郎・安野正明 (共編) 李東碩他共著、『21世紀の教養 4: 制度と生活世界』、pp.191-209、培風館、2004年4月を参照されたい。
- 5) 彼は1825年から1828年にかけて「共同体社会型」の労働貨幣の実験を行っている。

- アメリカのインディアナ州にニュー・ハーモニーという名で協同社会を建設した。運営委員会が生産と分配を管理し、入村者は農業、手工業、製造業、文学・科学・教育、家政、一般経済の6部門に分割され、通帳に記帳する形で労働時間に応じて生産物を交換していた。
- 6) このことから、資本主義の世界経済体制下では、交換する価値の格差が必然的に広がるのが基本前提である、ということが理解されてなかったことが分かる。現段階に至るまでの世界経済体制下では、生産における資本家による賃労働者の剰余価値の搾取のみならず、生産物の流通と消費も含めた経済の営みの全過程で、資本家と労働可能人口（労働者だけではなく）間での不等労働量交換による剰余価値の搾取が、ほかならぬ富の源泉となっていることを忘れてはならない。
- 7) この組織は、日本独自の前近代的な住民組織である。日本の行政区は都道府県の下に市郡町村と分けられるが、これは1888年の市制町村制定時に施行されたものである。しかし、それ以前にも江戸幕府の藩政下で町村が存在し、住民の生活の基盤となっていた。その幾つかが統合されて1888年以降の町村に収まった。明治政府は末端行政単位として、この江戸時代以来の町村単位での住民組織を容認することになった。また、第二次世界大戦中はこの町内会の組織化が1940年の部落会町内会等整備要綱で法制化されたが、敗戦後GHQ占領下で解散を命じられた。その後、ワシントン講和条約によって、同禁令が無効になると、法制化はされなかったものの、再び各地で復活した。
- 8) 府中町に68ある町内会からそれぞれ一名以上の衛生委員が選出されて協議会を構成する。戦後すぐに組織され、当初は道路や用水路の清掃、下水道の普及運動といった公衆衛生に携わり、現在のような環境問題にも取り組むに至った。筆者は2004年9月に、大邱慶北環境研究所と共同で、地域通貨efの運用実態について共同調査を行った。
- 9) 藻塩はホンダワラという海藻を利用して精製された塩のことで、古代の製法を再現している。普通の塩に比べ栄養が高い。蒲刈町の特産品であるが、生産に時間がかかるので販売量は限られている。筆者は、この蒲刈町で地域通貨がどのように機能しどのような課題を抱えているのかを、2003年8月と2004年9月の二回にわたって調査した。
- 10) まだ模索段階にあるが、現段階世界経済構造を支える現行の通貨制度に代わりうる地域通貨の試みがないわけではない。特に、よく知られているものとしては、加藤敏春氏のエコマネー (<http://wwwll.u-page.so-net.ne.jp/cb3/tkatoh/>)、西部忠氏のQプロジェクト (<http://www.q-project.org/>)、(<http://www.econ.hokudai.ac.jp/~nishibe>)が挙げられる。加藤敏春氏のエコマネー特徴は、①価格は当事者間で価値でもって自由に決定すること、②電子マネーと電子クーポンを活用すること、③決済機能だけで金融仲介機能は有しないこと、④地域内で生産・消費・廃棄されるモノやサービスを地域内だけで流通すること、⑤法定通貨と組み合わせて使うことが挙げられる。他の地域通貨と異なる大きな特徴は、市場価格で価値を決定しないという点にある。
- 11) 環境首都コンテスト全国ネットワーク『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第1回2001 結果報告』～『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第4回2004結果報告』、2001年3月～2005年3月。

- 12) 詳しくは、拙稿（2004.3）「在日韓国・朝鮮人青少年を取り巻く社会環境と民族教育の新しい課題：世界経済体制の現段階認識に基づいた「超国籍人」教育の模索」、広島大学大学院社会科学研究所『社会文化論集』第8号、pp.75-121を参照されたい。